

官報

号外

平成四年六月八日

○第百二十三回 参議院會議録第二十二号

平成四年六月八日(月曜日)

午前一時十一分開議

○議事日程 第二十二号

平成四年六月八日

午前零時十分開議

第一 國際平和協力等に関する特別委員長下条
進一郎君問責決議案(佐藤三吾君外一名発議)

(前会の続)

第二 國際連合平和維持活動等に対する協力を
関する法律案(第百二十一回国会内閣提出、

第百二十二回国会衆議院送付)(前会の続)

第三 國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一
部を改正する法律案(第百二十一回国会内閣

提出、第百二十二回国会衆議院送付)(前会の

続)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(長田裕二君) これより會議を開きます。

日程第一 國際平和協力等に関する特別委員長

下条進一郎君問責決議案(佐藤三吾君外一名発議)

を前会に引き続き議題といたします。

これより國際平和協力等に関する特別委員長下
条進一郎君問責決議案の採決をいたします。

表決は記名投票をもって行います。本決議案に

賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、

御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(長田裕二君) 速やかに御投票願いま

す。御投票願います。御投票願います。

速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。御投票願います。速や

かに御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

す。速やかに御投票願います。速やかに

御投票願います。速やかに御投票願いま

平成四年六月八日 参議院會議録第二十二号

國際平和協力等に関する特別委員長下条進一郎君問責決議案(前会の続)

國際平和協力等に関する特別委員長下条進一郎君問責決議案(前会の続)

投票総数

二百三十五票

白色票

九十九票

青色票

百三十六票

よって、國際平和協力等に関する特別委員長下条進一郎君問責決議案は否決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

九十九名

会田 長栄君 青木 新次君
赤桐 操君 一井 淳治君
糸久八重子君 稲村 稔夫君
岩本 久人君 上野 雄文君
小川 仁一君 及川 一夫君
大淵 絹子君 大森 昭君
梶原 敬義君 粕谷 照美君
菅野 壽君 喜岡 淳君
北村 哲男君 久保 巨君
久保田真苗君 國弘 正雄君
小林 正君 佐藤 三吾君
櫻井 規順君 清水 澄子君
篠崎 年子君 庄司 中君
菅野 久光君 鈴木 和美君
瀬谷 英行君 竹村 泰子君
谷畑 孝君 谷本 嶺君
種田 誠君 千葉 景子君
対馬 孝且君 角田 義一君
田 英夫君 堂本 晴子君
西岡瑠璃子君 西野 康雄君
野田 哲君 野別 隆俊君
浜本 万三君 肥田美代子君
深田 肇君 福岡 知之君
淵上 貞雄君 細谷 昭雄君
堀 利和君 前畑 幸子君

反対者(青色票)氏名

百三十六名

青木 幹雄君 秋山 肇君
井上 吉夫君 井上 章平君
井上 孝君 井上 裕君
伊江 朝雄君 石井 一二君
石井 道子君 石川 弘君

松前 達郎君 松本 英一君
三重野栄子君 三上 隆雄君
三石 久江君 村沢 牧君
村田 誠醇君 本岡 昭次君
森 暢子君 八百板 正君
矢田部 理君 安永 英雄君
山口 哲夫君 山田 健一君
山本 正和君 吉田 達男君
渡辺 四郎君 諫山 博君
市川 正一君 上田耕一郎君
小笠原貞子君 神谷信之助君
香脱タケ子君 近藤 忠孝君
高崎 裕子君 立木 洋君
橋本 敦君 林 紀子君
山中 郁子君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 栗森 喬君
井上 哲夫君 池田 治君
磯村 修君 乾 晴美君
笹野 貞子君 高井 和伸君
中村 鋭一君 萩野 浩基君
古川太三郎君 星川 保松君
山田耕三郎君 喜屋武真榮君
下村 泰君 西川 潔君
山田 俊昭君 紀平 悌子君
小山 一平君

石原健太郎君 石渡 清元君
板垣 正君 岩崎 純三君
岩本 政光君 上杉 光弘君
遠藤 要君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大河原太一郎君
大木 浩君 大島 友治君
大島 慶久君 大城 眞順君
大鷹 淑子君 大塚清次郎君
大浜 方策君 合馬 敬君
岡田 広君 岡野 裕君
岡部 三郎君 加藤 武徳君
狩野 安君 鹿熊 安正君
梶原 清君 片山虎之助君
鎌田 要人君 木宮 和彦君
北 修二君 久世 公典君
香掛 哲男君 倉田 寛之君
木暮 山人君 後藤 正夫君
佐々木 満君 斎藤栄三郎君
斎藤 十朗君 斎藤 文夫君
坂野 重信君 沢田 一精君
山東 昭子君 清水嘉与子君
重富吉之助君 下稻葉耕吉君
下条進一郎君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 鈴木 省吾君
鈴木 貞敏君 世耕 政隆君
関口 恵造君 関根 則之君
田沢 智治君 田代由紀男君
田中 正巳君 田辺 哲夫君
田村 秀昭君 高木 正明君
高橋 清孝君 竹山 裕君
谷川 寛三君 中曾根弘文君
中西 一郎君 中村 太郎君

仲川 幸男君 永田 良雄君
永野 茂門君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 大三君
野末 陳平君 野村 五男君
服部 安司君 初村滝一郎君
林田悠紀夫君 原文兵衛君
平井 卓志君 平野 清君
福田 宏一君 藤井 孝男君
藤田 雄山君 二木 秀夫君
星野 朋市君 真島 一男君
前島英三郎君 前田 勲男君
松浦 功君 松浦 孝治君
松尾 官平君 宮崎 秀樹君
宮澤 弘君 向山 一人君
村上 正邦君 守住 有信君
森山 眞弓君 柳川 覺治君
山岡 賢次君 山口 光一君
山本 富雄君 吉川 芳男君
猪熊 重二君 及川 順郎君
太田 淳夫君 片上 公人君
刈田 貞子君 黒柳 明君
木庭健太郎君 白浜 一良君
常松 克安君 鶴岡 洋君
中川 嘉美君 中野 鉄造君
針生 雄吉君 広中和歌子君
三木 忠雄君 峯山 昭範君
矢原 秀男君 和田 教美君
足立 良平君 井上 計君
猪木 寛至君 勝木 健司君
小西 博行君 三治 重信君
田淵 哲也君 寺崎 昭久君

○副議長(小山一平君) これにて午後四時まで休憩いたします。

午後二時十九分休憩

午後四時三分開議

○議長(長田裕二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案

日程第三 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも第百二十一回国会内閣提出、第百二十二回国会衆議院送付)

以上両案を前会に引き続き一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国際平和協力等に関する特別委員長下条進一郎君。

審査報告書

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案

右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年六月五日

国際平和協力等に
関する特別委員長 下条進一郎
参議院議長 長田 裕二殿

第六条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「同項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第

七項中「自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であつて第三条第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、当該国際平和協力業務に係る実施計画が決定された日」を「第七項の国際平和協力業務については、同項の規定による国会の承認を得た日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であつて第三条第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、内閣総理大臣は、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則(第三条第一号、本条第一項第一号及び第十三項第一号、第八条第一項第六号並びに第二十四条の規定の趣旨をいう。)及びこの法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき国会の承認を得なければならぬ。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならない。

8 前項本文の規定により内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付があつた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に

に、それぞれ議決するよう努めなければならない。

9 政府は、第七項ただし書の場合において不承認の議決があつたときは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務を終了させなければならない。

「第六条第十三項各号」に改める。

附則第七條を附則第九條とする。

附則第六條中「平成三年法律第 号」を「平成四年法律第 号」に改め、同条を附則第八條とし、附則第五條を附則第七條とし、附則第四條を附則第六條とする。

附則第三條中「平成三年法律第 号」を「平成四年法律第 号」に改め、同条を附則第五條とする。

附則第二條中「平成三年法律第 号」を「平成四年法律第 号」に改め、同条を附則第四條とし、附則第一條の次に次の二條を加える。

(自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例)

第二條 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であつて第三条第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、別に法律で定める日までの間は、これを実施しない。

(見直し)

第三條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の実施状況に照らし、この法律の実施の在り方について見直しを行うものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に適切かつ迅速に協力するため、国際平和協力業務実施計画及び同実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認め、自衛隊の部隊等が行う一定の国際平和協力業務については、内閣総理大臣は自衛隊の部隊等の海外派遣の前に、当該業務の実施につき国会の承認を得なければならないこと、自衛隊の部隊等が行う一定の国際平和協力業務は、別に法律で定める日まで実施しないこと、政府は本法施行後三年を経過した場合、その実施の在り方を見直すこと等の修正を行った。

一、費用
本法施行のため、国際平和協力本部事務局のための経費を要するほか、国際平和協力業務、物資協力等を実施する都度、所要の経費を要することとなる。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成三年十二月三日

参議院議長 長田 裕二殿
衆議院議長 櫻内 義雄

(小字及び一は衆議院修正)

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 國際平和協力本部(第四条・第五条)

第三章 國際平和協力業務(第六条―第二十四条)

条)

第四章 物資協力(第二十五条)

第五章 雜則(第二十六条・第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、國際連合平和維持活動及び

人道的な國際救援活動に対し適切かつ迅速な協

力を行うため、國際平和協力業務実施計画及び

國際平和協力業務実施要領の策定手続、國際平

和協力隊の設置等について定めることにより、

國際平和協力業務の実施体制を整備するととも

に、これらの活動に対する物資協力のための措

置等を講じ、もって我が国が國際連合を中心と

した國際平和のための努力に積極的に寄与する

ことを目的とする。

(國際連合平和維持活動及び人道的な國際救援

活動に対する協力の基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づく國際平和協力

業務の実施、物資協力、これらについての国以
外の者の協力等(以下「國際平和協力業務の実施
等」という。)を適切に組み合わせるとともに、
國際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と
知見を活用することにより、國際連合平和維持
活動及び人道的な國際救援活動に効果的に協力
するものとする。

2 國際平和協力業務の実施等は、武力による威
嚇又は武力の行使に当たるものであってはなら
ない。

3 内閣総理大臣は、國際平和協力業務の実施等
に当たり、國際平和協力業務実施計画に基づい
て、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成する
ため、國際平和協力業務の実施等に関し、國際
平和協力本部長に協力するものとする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。

一 國際連合平和維持活動 國際連合の総会又は
は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力
紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)間

の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守
の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的
な手段による統治組織の設立の援助その他紛
争に対処して國際の平和及び安全を維持する
ために國際連合の統括の下に行われる活動で

あつて、武力紛争の停止及びこれを維持する
との紛争当事者間の合意があり、かつ、当該
活動が行われる地域の属する国及び紛争当事
者の当該活動が行われることについての同意
がある場合(武力紛争が発生していない場合
においては、当該活動が行われる地域の属す
る国の当該同意がある場合)に、國際連合事
務総長(以下「事務総長」という。)の要請に基
づき参加する二以上の国及び國際連合によっ
て、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実
施されるものをいう。

二 人道的な國際救援活動 國際連合の総会、
安全保障理事会若しくは經濟社会理事會が行
う決議又は別表に掲げる國際機関が行う要請
に基づき、國際の平和及び安全の維持を危う
くするおそれのある紛争(以下単に「紛争」と
いう。)によつて被害を受け若しくは受けるお
それがある住民その他の者(以下「被災民」と
いう。)の救援のために又は紛争によつて生じ
た被害の復旧のために人道的精神に基づいて
行われる活動であつて、当該活動が行われる
地域の属する国の当該活動が行われることに
ついての同意があり、かつ、当該活動が行わ
れる地域の属する国が紛争当事者である場合
においては武力紛争の停止及びこれを維持す
るとの紛争当事者間の合意がある場合に、國
際連合その他の國際機関又は國際連合加盟國
その他の国(第四号において「國際連合等」と

いう。)によつて実施されるもの(國際連合平
和維持活動として実施される活動を除く。)を
いう。

三 國際平和協力業務 國際連合平和維持活動
のために実施される業務で次に掲げるもの及
び人道的な國際救援活動のために実施される
業務で次のヌからレまでに掲げるもの(これ
らの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以
下同じ。)であつて、海外で行われるものをい
う。

イ 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛
争当事者間で合意された軍隊の再配置若し
くは撤退若しくは武装解除の履行の監視
ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生の防止
のために設けられた地域における駐留及び
巡回

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による
武器(武器の部品を含む。ニにおいて同じ。)の
搬入又は搬出の有無の検査又は確認
ニ 放棄された武器の収集、保管又は処分
ホ 紛争当事者が行う停戦線その他これに類
する境界線の設定の援助

ヘ 紛争当事者間の捕虜の交換の援助
ト 議会の議員の選挙、住民投票その他これ
らに類する選挙若しくは投票の公正な執行
の監視又はこれらの管理
チ 警察行政事務に関する助言若しくは指導
又は警察行政事務の監視

リ チに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指導

ヌ 医療(防疫上の措置を含む。)

ル 被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助

ヲ 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

ワ 被災民を収容するための施設又は設備の設置

カ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

ヨ 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置

タ イからヨまでに掲げるもののほか、輸送、保管(備蓄を含む。)、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理レ イからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

四 物資協力 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を行っている国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することという。

五 海外 我が国以外の領域(公海を含む。)を

六 派遣先国 国際平和協力業務が行われる外国(公海を除く。)という。

七 関係行政機関 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条の三に規定する特別の機関で、政令で定めるものをいう。

第二章 国際平和協力本部

(設置及び所掌事務)

第四条 総理府に、国際平和協力本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際平和協力業務実施計画(以下「実施計画」という。)の案の作成に関すること。

二 国際平和協力業務実施要領(以下「実施要領」という。)の作成又は変更に関すること。

三 前号の変更を適正に行うための、派遣先国において実施される必要のある国際平和協力業務の具体的内容を把握するための調査、実施した国際平和協力業務の効果の測定及び分析並びに派遣先国における国際連合の職員その他の者との連絡に関すること。

四 国際平和協力隊(以下「協力隊」という。)の運用に関すること。

五 国際平和協力業務の実施のための関係行政機関への要請、輸送の委託及び国以外の者に対する協力の要請に関すること。

六 物資協力に関すること。

七 国際平和協力業務の実施等に関する調査(第三号に掲げるものを除く。)及び知識の普及に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

(組織)

第五条 本部の長は、国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 本部に、国際平和協力副本部長(次項において「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官をもって充てる。

4 副本部長は、本部長の職務を助ける。

5 本部に、国際平和協力本部長(以下この条において「本部長」という。)を置く。

6 本部長は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣及び関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 本部長は、本部長に対し、本部の事務に関し意見を述べることができる。

8 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごとに、期間を定めて、自ら国際平和協力業務を行うとともに海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことができる。

9 本部に、本部の事務(協力隊の行うものを除く。)を処理させるため、事務局を置く。

10 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

11 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

12 前各項に定めるもののほか、本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 国際平和協力業務

(実施計画)

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針

二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項

イ 実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容

ロ 派遣先国及び国際平和協力業務を行うべき期間

ハ 協力隊の規模及び構成並びに装備

ニ 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて当該國際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

(1) 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う國際平和協力業務の種類及び内容

(2) 國際平和協力業務を行う海上保安庁の職員の種類及び構成並びに装備

ホ 自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が当該國際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

(1) 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務の種類及び内容

(2) 國際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

ヘ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛庁長官に委託することができ、輸送の範囲

ト 關係行政機關の協力に関する重要事項

チ その他当該國際平和協力業務の実施に関する重要事項

3 外務大臣は、國際平和協力業務を実施することとが適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二十条第二項並びに第三号第一号及び第二号の規定の趣旨に

照らし、この章の規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、國際連合平和維持活動のために実施する國際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる國際平和協力業務は、第三号第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二十五条の趣旨にかんがみ海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適當であると認められるもののうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務は、第三号第三号イからヘまでに掲げる業務、同号ヌからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適當であると認められるもののうちから、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務であつて第三号第三号イからヘまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、当該國際平和協力業務に係る実施計画が決定された日から二年を経過する日を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該國際平和協力

業務を引き続き行うことにつき国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

8 政府は、前項の場合において承認の議決があつたときは、遅滞なく、同項の國際平和協力業務を終了させなければならない。

9 前二項の規定は、国会の承認を得て第七項の國際平和協力業務を終了した後、更に二年を超えて当該國際平和協力業務を引き続き行おうとする場合について準用する。

10 第一項(各号を除く。)及び第三項の規定は、実施計画の変更(次に掲げる場合に行うべき國際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了に係る変更を含む。)について準用する。この場合において、第一項中「適當であると認められる場合であつて、次に掲げる同意があるとき」とあり、及び第三項中「適當であると認めるとき」とあるのは、「必要であると認めるとき、又は適當であると認めるとき」と読み替へるものとする。

一 國際連合平和維持活動のために実施する國際平和協力業務については、第三号第一号に規定する同意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

二 人道的な國際救援活動のために実施する國際平和協力業務については、第三号第二号に

規定する同意若しくは同意又は第一項第二号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合

(国会に対する報告)

第七条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 実施計画の決定又は変更があつたとき 当該決定又は変更に係る実施計画の内容

二 実施計画に定める國際平和協力業務が終了したとき 当該國際平和協力業務の実施の結果

三 実施計画に定める國際平和協力業務を行う期間に係る変更があつたとき 当該変更前の期間における当該國際平和協力業務の実施の状況

(実施要領)

第八条 本部長は、実施計画に従い、國際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容並びに第六号及び第七号に掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一 当該國際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

二 前号に掲げる地域及び期間ごとの当該國際平和協力業務の種類及び内容

三 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務の実施の方法(当該国際平和協力業務に使用される装備に関する事項を含む。)

四 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項
五 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

六 第六条第七項各号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項

七 その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

2 実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関しては、前項第六号に掲げる事項に關し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。

3 本部長は、必要と認めるときは、その指定する協力隊の隊員に対し、実施要領の作成又は変更に関する権限の一部を委任することができ

る。

(国際平和協力業務等の実施)
第九条 協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、国際平和協力業務を行う。

2 協力隊の隊員は、第二條第一項の規定の趣旨にかんがみ、第四條第二項第三号に掲げる事務

に従事するに当たり、国際平和協力業務が行われる現地の状況の変化に応じ、同号の事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的努めるものとする。

3 海上保安庁長官は、実施計画に定められた第六條第五項の国際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて国際平和協力業務を行わせることができる。

4 防衛庁長官は、実施計画に定められた第六條第六項の国際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせることができる。

5 前二項の規定に基づいて国際平和協力業務が実施される場合には、第三項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所屬する自衛隊員(自衛隊法第二條第五項に規定する隊員をいう。以下同じ。)は、それぞれ、実施計画及び実施要領に従い、当該国際平和協力業務に従事するものとする。

6 第四項の規定に基づいて自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせる場合における本部長と防衛庁長官との関係に関する事項については、この法律に定めるところによるほか、内閣総理大臣が決する。

7 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

8 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

(協力隊の隊員の任免)

第十条 本部長は、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の任免を行う。

(隊員の採用)

第十一条 本部長は、第三條第三号からタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 本部長は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)
第十二條 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條第三項各号(第十六号を除く。))に掲げる者を除く。)を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三條第

三號イからヘまでに掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて協力隊に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員のうち自衛隊員以外の者は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとする。

4 第二項の規定により派遣された自衛隊員は、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする。

5 第三項の規定により従前の官職を保有したまま隊員に任用される者又は前項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者は、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務に従事する。

6 本部長は、第二項の規定に基づき防衛庁長官により派遣された隊員(以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。)についてその派遣の必要がなくなった場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるものとする。この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。

7 第三項の規定により派遣された職員のうち自衛隊員以外の者は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとする。

8 第二項の規定により派遣された自衛隊員は、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする。

7 自衛隊派遣隊員は、自衛隊員の身分を失ったときは、同時に隊員の身分を失うものとする。

8 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等(第十六条に規定する國際平和協力手当以外)の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。に關する法令の適用については、その者は、自衛隊のみに所屬するものとみなす。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、同項に規定する者の身分取扱いに關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条 海上保安庁長官は、第九条第三項の規定に基づき同項の海上保安庁の職員に國際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された海上保安庁の職員は、従前の官職を保有したまま当該期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員として第四條第二項第三号に掲げる事務に従事する。

2 防衛庁長官は、第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に國際平和協力業務を行わせるときは、当該自衛隊の部隊等に所屬する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された自衛隊員は、当該期間を任期として隊員に任用され、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなるものとし、隊員として第四條第二項第三

号に掲げる事務に従事する。

3 前項に定めるもののほか、同項の規定により自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなる者の身分取扱いについては、前條第六項から第九項までの規定を準用する。

(國家公務員法の適用除外)

第十四条 第十一條第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、國家公務員法第三條第一項に規定する営利企業(以下

この条において「営利企業」という。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この条において「役員等」という。)の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法第四條の規定は、適用しない。

(研修)

第十五条 隊員は、本部長の定めるところにより行われる國際平和協力業務の適切かつ効果的な実施のための研修を受けなければならない。

(國際平和協力手当)

第十六条 國際平和協力業務に従事する者には、國際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び國際平和協力業務の特質にかんがみ、國際平和協力手当を支給することができる。

2 前項の國際平和協力手当に關し必要な事項は、政令で定める。

8 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

(服制等)

第十七条 隊員の服制は、政令で定める。

2 隊員には、政令で定めるところにより、その職務遂行上必要な被服を支給し、又は貸与することができる。

(國際平和協力業務に従事する者の総数の上限)

第十八条 國際平和協力業務に従事する者の総数は、二千人を超えないものとする。

(隊員の定員)

第十九条 隊員の定員は、実施計画に従つて行われる國際平和協力業務の実施に必要な定員で個々の協力隊ごとに政令で定めるものとする。

(輸送の委託)

第二十条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛庁長官に対し、第三條第三号に規定する國際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号又からヨまでに規定する國際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送(派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。)を委託することができる。

2 海上保安庁長官又は防衛庁長官は、前項の規定による委託があつた場合には、海上保安庁又

は自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。

(關係行政機關の協力)

第二十一条 本部長は、協力隊が行う國際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し、その所管に屬する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 關係行政機關の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

(小型武器の保有及び貸与)

第二十二条 本部は、隊員の安全保持のために必要な政令で定める種類的小型武器を保有することができる。

第二十三条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国において行う國際平和協力業務に隊員に従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六條第二項第二号及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2 小型武器を管理する責任を有する者として本部の職員のうちから本部長により指定された者

は、前項の規定により隊員に貸与するため、小型武器を保管することができる。

3 小型武器の貸与の基準、管理等に関し必要な事項は、政令で定める。

(武器の使用)

第二十四条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補(以下この条において「海上保安官等」という。)は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安官の職員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十二条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十二条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができる。

くは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

4 前三項の規定による小型武器又は武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

5 海上保安官法第二十条の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官等については、適用しない。

6 自衛隊法第九十五条の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官については、適用しない。

7 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

8 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和協力業務の中断(以下この項において「業務の中断」という。)がある場合における当該国際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び第五項の規定は業務の中断がある場合に

おける当該国際平和協力業務に係る海上保安官等について、第三項、第六項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項の規定はこの項において準用する第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器の使用について準用する。

第四章 物資協力

(物資協力)

第二十五条 政府は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。

2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。

3 外務大臣は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 本部長は、物資協力のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えを要請することができる。

5 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する物品の管理換えを行うものとする。

第五章 雑則

(民間の協力等)

第二十六条 本部長は、第三章の規定による措置によっては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(海上保安官法の一部改正)

第二条 海上保安官法の一部を次のように改正する。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 共助等

第三章中第二十八條の次に次の一条を加える。

第二十八條の二 海上保安庁長官は、国際連合

平和維持活動等に対する協力に関する法律

(平成三年法律第 号)の定めるところに

より、海上保安庁の任務遂行に支障を生じな

い限度において、その船舶又は航空機の乗組

員たる海上保安庁の職員に、国際平和協力業

務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを

実施させることができる。

(総理府設置法の一部改正)

第三條 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二

十七号)の一部を次のように改正する。

目次中第十四條を「第十五條に、」第十五

條・第十六條を「第十六條・第十七條に、」第

十七條を「第十八條に改める。

第四章中第十七條を第十八條とし、第三章中

第十六條を第十七條とし、第十五條を第十六條

とし、第二章第二節中第十四條の次に次の一条

を加える。

(国際平和協力本部)

第十五條 本府に、国際平和協力本部を置く。

2 国際平和協力本部の組織及び所掌事務につ

いては、国際連合平和維持活動等に対する協

力に関する法律(平成三年法律第 号)の

定めるところによる。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第四條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法

律第百九十一号)の一部を次のように改正す

る。

第四條第二項中「及び産業教育手当」を、産業

教育手当及び国際平和協力手当に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改

正)

第五條 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭

和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次の

ように改正する。

第二十七條第二項中「寒冷地手当」を「寒冷地

手当及び国際平和協力手当」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第六條 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第六條の六の次に次の一条を加える。

(国際平和協力業務の実施等)

第六條の七 長官は、国際連合平和維持活動等

に対する協力に関する法律(平成三年法律第

号)の定めるところにより、自衛隊の

任務遂行に支障を生じない限度において、部

隊等に国際平和協力業務を行わせ、及び輸送

の委託を受けてこれを実施することができ

る。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改

正)

第七條 行政機関の職員の定員に関する法律(昭

和四十四年法律第三十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

五 国際平和協力隊の隊員

別表(第三条関係)

一 国際連合

二 国際連合の総会によって設立された機関又

は国際連合の専門機関で、次に掲げるものそ

の他政令で定めるもの

イ 国際連合災害救済調整官事務所

ロ 国際連合難民高等弁務官事務所

ハ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関

ニ 国際連合児童基金

ホ 国際連合ボランティア計画

ヘ 国際連合開発計画

ト 国際連合環境計画

チ 世界食糧計画

リ 国際連合食糧農業機関

ヌ 世界保健機関

三 国際移住機関

審査報告書

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を

改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成四年六月五日

国際平和協力等に

関する特別委員長 下条進一郎

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自衛隊の部隊等に国際緊急援助

活動を行わせることができるようにするととも

に、国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動

に必要な物資等を自衛隊の部隊等により及び海

上保安庁の船舶又は航空機を用いて輸送するこ

とができるようにすることによって、我が国の

国際緊急援助体制の一層の充実を図ろうとする

ものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を

改正する法律案(第百二十一回国会内閣提出、

本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。

よってこれを交付する。

平成三年十二月三日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律

国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2 外務大臣は、前項の協議を行つた場合において、第一条の目的を達成するため特に必要があるとき、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動につき協力を求めるため、防衛庁長官と協議を行う。

一 国際緊急援助活動

二 国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送

3 前項の規定は、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う同項第二号に規定する活動について準用する。この場合において、同項中「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動」とあるのは「海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う第二号に掲げる活動」と、「防衛庁長官」とあるのは「海上保安庁長官」と読み替へるものとする。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項（海上保安

庁長官にあつては、同項又は同条第三項において準用する同条第二項）に改め、「国際緊急援助活動」の下に「海上保安庁の職員にあつては、同条第三項において読み替へられた同条第二項に規定する活動を含む。」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前条」を「前条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛庁長官は、前条第二項の協議に基づき、同項に規定する部隊等に同項各号に掲げる活動を行わせることができる。

第五項第二項中「第三項」を「第三項第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第七條中「含む」を「含むものとし、第三條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する活動のうち同条第二項第二号に該当するものに係るものを除く」に改める。

別表中「警察庁」を「警察庁」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（自衛隊法の一部改正）

第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第百条の五の次に次の一条を加える。

（国際緊急援助活動等）

第百条の六 長官は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、隊員又は部隊等に同法第三條第二項各号に掲げる活動を行わせることができる。

「下条進一郎君登壇、拍手」

○下条進一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国際平和協力等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、物質協力の措置等を講じようとするものであります。

その主な内容は、国際平和協力業務の実施は、紛争当事者の停戦の合意、実施についての当事国等の同意、いずれの紛争当事者にも偏らないことを前提とすること、これらの前提が満たされなくなった場合には、我が国は業務を中断しまたは派遣を終了すること、国際平和協力業務の実施等は武力による威嚇または武力の行使に当たらないものであってはならないこと、総理府に内閣総理大臣を

本部長とする国際平和協力本部を設置し、同本部に国際平和協力隊を置くことができること、国際平和協力業務の実施計画及び実施要領の策定手続等について定めるとともに、実施計画の決定、変更等があったときは遅滞なく国会に報告すべきこと、国際平和協力業務は、国際平和協力隊により行われるとともに、海上保安庁の船舶または航空機を用いて、または自衛隊の部隊等により実施され得ること、国際平和協力業務に従事する者の総数は二千人を超えないものとする、協力隊員に貸与される小型武器等の使用は、隊員の生命または身体を防護するため必要最小限のものに限られること等であります。

なお、衆議院におきまして、自衛隊の部隊等が行う一定の国際平和協力業務については、実施計画の決定の日から二年を超えて引き続き行おうとする場合、国会の承認を求めなければならないこと等の修正が行われております。

次に、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案は、国際緊急援助隊の一層の充実を図るため、自衛隊の部隊等に国際緊急援助活動を行わせることができるようにするものであります。

委員会におきましては、両法律案を野田哲君外三名発議に係る国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案と一括して審査し、宮澤内閣総理大臣はか関係大臣、発議者等に対し質疑を行うとともに、国連カンボジア暫定機

機務総長特別代表明石参考人からの意見聴取、カンボジア問題に関する集中審議、公聴会及び委員派遣による地方公聴会の開催、岡野理事外二名提出に係る自由民主党、公明党・国民会議及び民社党・スポーツ・国民連合の共同修正案並びに磯村委員提出に係る連合参議院の修正案に対する質疑を行うなど、熱心な審査が百五時間を超えて行われました。

質疑は、我が国の国際貢献のあり方、自衛隊の海外派遣と憲法及び本院決議との整合性、武器の使用と武力の行使の相違、派遣部隊に対する国連のコマンドと指揮権との関係、自衛隊派遣についての国会承認の必要性、アジア諸国民の懸念、国連カンボジア暫定機構に対する協力のあり方、人道的な国際救援活動の態様、国際緊急援助隊への自衛隊参加の可否等の諸問題について広範多岐にわたりに行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

なお、磯村委員提出に係る国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、反対である旨の意見が述べられました。

質疑終局の動議の可決により質疑を終了し、採決に入り、まず、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案について諮りましたところ、磯村委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、岡野理事外二名提出の修正案並びに修正

部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

委員会修正の要旨は、自衛隊の部隊等が行う一定の国際平和協力業務については国会の承認を得なければならぬこと、これらの業務については別に法律で定める日まで実施しないこと、政府は、本法施行後三年を経過した場合、その実施のあり方を見直すこと等であります。

次に、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、磯村委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) 諫山博君外一名から、賛成者を得て、

本件を国際平和協力等に関する特別委員会に再付託することの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 少数と認めます。よって、本動議は否決されました。

○議長(長田裕二君) 討論の通告がございます。順次発言を許します。小林正君。

〔小林正君登壇、拍手〕

○小林正君 ただいま特別委員長から五日未明の報告がなされました。質疑打ち切りの動議を耳にした人は多かったわけですが、今報告のありました、政府案、そして三党共同修正案、社会党の対案並びに連合参議院の修正案をそれぞれ今言ったような形で仮に採決をしたとすれば所要時間がどのくらいにかかったか。あの場における騒音の中にあつて、混乱の中にあつて、どうしてそういうシナリオが書けたのか。

考えてみますと、強行採決をしようという意思があつたことは私たちも状況的に察知をしておりましたけれども、実際問題としてそれが成功したのかどうかということになれば、これは不成功であつたことは事実であります。そして、その結果として、今報告された内容は実は架空の不存在のものに対して行われたということをおぼろげに確認をしなければならぬというふうに思うのです。

今まで政府・自民党が長年にわたつてやってまいりました、既成事実をでっち上げの疑いのあるような形で積み上げて、既にでき上がったものなんだから認める、こういう既成事実の強制力とも言うべきもので自衛隊の拡大強化を図つてきてその存在を暗示し認めさせてきたその手法と今の委員長報告は実に酷似をしていると言わざるを得ないわけでありまして、したがって、その欺瞞性を含めまして、この間の経過を討論によって明らかに

してまいりたい、このように考えるわけでございます。

私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案並びに国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案に関して反対の討論を行うものでございます。

本論に先立ち、私はまず、先日の国際平和協力等に関する特別委員会における自民、公明、民社三党による質疑打ち切り動議に端を発した問答無用の暴力的な議会運営に対し強く抗議するものであります。これら暴力的行為は我が国の議会制民主主義にとつて一大汚点となるものであり、国連平和維持活動への協力がこのような手法で決定されることは断じて許されるべきものではないということを改めて強く申し上げるとともに、三党に對し厳しい反省を求めるものであります。

こうした立場に立ちながら、まず初めに、冷戦終えん後の世界での日本のあるべき立場から、政府提出の法案及び自民、公明、民社による共同修正の内容について反対の理由を申し述べます。

今、世界は、第二次世界大戦後引き続いた冷戦という人類の破滅を意味する第三次大戦への序章とも言ふべき暗い歴史のページから抜け出し、人類の宿願であつた恒久の平和への大きな希望のページに歩み入りました。確かに、パックス・ルッソ・アメリカーナと呼ばれた時代、世界の諸国民に内在するさまざまな矛盾や問題は、この平

和が崩れた場合の人類の破滅という重みの前に内
向してしまいました。そして、今、パンドラの箱があ
けられ、民族、宗教、国境紛争等のさまざまな問
題が飛び出してまいりました。それと同時に、地
球社会の抱える人口問題、環境破壊などさまざま
な問題も冷戦にかわる新たな人類破滅の危機とし
て同時に飛び出してきたわけであります。

冷戦が終えんした今、こうした現実に向面し
て、平和への期待が大いなる幻影になってしま
うのか、またはパンドラの箱の底に見出した希望に
一層の輝きを与えることができるのかという岐路
に立っているのです。地球社会の新しい歴史の
ページを前にしてなお、私たちは余りにも長
くいた冷戦のページのために、東西軸のイデオロ
ギー思考からなかなか抜け出せずに、問題解決の
手法を従来型に頼りがちであります。

機能を回復しつつある国連においても、イラ
ク・クウェート紛争において、アメリカを中心と
する同盟軍のいわゆる力による正義の実現という
手法が採用されました。今日の中東情勢という視
点から見ると、多大の犠牲と犠牲を強いた結果が
一体何の問題解決になったのか、力による正義の
実現の有効性が問われるゆえんであります。その
ような意味において、地球社会で人類がどのよう
にすれば共存共生が可能かという南北軸の思考が
今求められているのであります。

太平洋戦争の惨禍、多大の犠牲を教訓として、
我が国は、力による正義の実現という手法を捨

て、南北軸思考の人類の共存共生への道を四十七
年間にわたって歩んできたのであります。私たち
日本人は、新しい歴史のページを前に、この半世
紀にわたる歩みこそ国際社会の中で名譽ある地位
を占める唯一の選択だとの確信を持っているわけ
であります。

湾岸危機から今日のカンボジア問題に至るこ
の間の国際貢献という名の論議を通して明らかに
なったことを要約すれば、憲法の目指す共存共生
の立場と、力による正義の実現を基調とする立場
との切り結びであったと思います。私たちは今、
この論議の揺れ幅の中で、国民から政治課題とし
て国民的な合意形成を図る努力をせよと強く求め
られているのであります。

こうした立場から、本法案が、自衛隊を部隊と
し、そして大部分武器を搬出して海外に出すた
めのものであり、このことは平和憲法のもとで戦
後一貫してとってきた我が国の基本政策を根底か
ら覆すものであり、あわせて、一九五四年の本院
における自衛隊の海外出動を為さるることに関す
る決議に真っ向から違反するものであること、こ
れが反対の第一の理由であります。

反対の第二の理由は、この国際連合平和維持活
動等に対する協力に関する法律案が、憲法第九条
との関係で、他国における武力行使を避けるた
め、武器の使用については部隊としての使用を禁
じ、また国連による部隊に対する指揮権の排除な
ど、およそこれまで蓄積されてきたPKOの活動

の原則と相入れない内容となっており、いわゆる
ガラス細工の法案であるということであります。

第三は、この法案の目的とする国際貢献につ
いてありますが、その方法について自衛隊の活用
を中心に行っていることでもあります。

今日の時代の流れは軍縮と協調を基調としてお
り、こうした中で、世界の人々の生活の向上、飢
餓や貧困の克服、そして人類共生のための地球環
境の保全などについて、平和憲法のもとでどのよ
うな貢献ができるかということこそ我が国の国際
協調の柱として論議されるべきであります。そ
のためには、武装組織によるのではなく、文民に
よる専門的な組織による貢献こそが最も効果的
で、かつ、各国から歓迎されることでもあります。

それに反して、一方で軍備拡大をしながらその
組織の一部を海外に出動させるということは、各
国の我が国に対する懸念を増大させることであ
り、そのような国際貢献のあり方は基本的に誤り
であると言わなければなりません。

第四は、政府案に対する自民、公明、民社の修
正案の内容自体についてであります。

まず、この修正案には、政府案にもなかった国
際連合平和維持隊への参加のための「基本的な五
つの原則」なる用語が突如として出てきたことで
あります。基本的な原則という以上、法案の中に
その内容が明記されなければならないのは当然の
ことであります。しかしながら、自公民三党の修
正案には、括弧内に幾つかの条項名を並べ、その

「規定の趣旨をいう。」としてあるだけなのであり
ます。このような重大な問題を明確にしない法案
は、もはや法律の体をなしていないと言わざるを
得ないのであります。

また、「国際連合平和維持隊」なる用語について
も同様のことが言えるのであります。修正案によ
れば、国際連合平和維持隊とは日本が参加をしよ
うとする対象であり、したがって、それがいかな
る性格、任務等を有する組織なのかあらかじめ明
確にしておく必要があるはずであります。にもか
かわらず、自公民三党は法案に定義を明確にする
ことを拒み、極めて内容のあいまいな統一見解を
発表するだけで言い逃れしようとするばかりなの
であります。

さらに指摘されなければならないことは、内閣
総理大臣が国会に求めたPKFへの派遣に当たっ
ての承認について、国会は「七日以内に、それぞ
れ議決するよう努めなければならない。」と規定し
ていることでもあります。このように、国会が総理
大臣によって求められた承認に対して議決する努
力義務を負わされるような法律はこれまでに立法
例もなく、憲法ですら規定していないのでありま
す。行政府が立法府に対して特定の努力義務を負
わせるような規定は、明らかに三権分立という民
主主義の根本原則に抵触するものにほかなりませ
ん。いかなる法律も憲法の枠内では成立し得な
いといえれば、三党共同修正案はこの一点におい
ても廃案以外の道は与えられないのであります。

このように、そもそも政府PKO法案自体が、
 国連の指揮、武器の使用、PKFの範囲などの問
 題で矛盾だらけな上に、自公民三党の修正によっ
 てもはや法律としての整合性を全く欠いてしまっ
 たのであります。

次に、國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一
 部を改正する法律案について反対の理由を申し述
 べます。

この法律案は、海外における自然災害や大規模
 な人災等の災害救助活動のために自衛隊の部隊等
 を派遣しようとするのが大きな特徴となってお
 ります。

確かに、海外においては近年、発展途上国を中
 心として大規模な災害に苦しむ地域が多く、日本
 としても資金だけでなく人的な救援体制を整備充
 実することが求められております。また、国内の
 災害に対しても一定の部分を自衛隊に頼らざるを
 得ない状況にあることも事実であります。

しかし、これらのことは、自衛隊の部隊等を國
 際的な緊急援助の分野に派遣する必要があること
 を意味するものではありません。今回私たちが提出
 しております國際平和協力業務及び國際
 緊急援助業務の実施等に関する法律案のように、
 文民による常設の國際協力組織が創設され質量と
 もに確立されるならば、世界各地で災害に苦しむ
 人々のもとに赴き、彼らと一緒に災害から
 の復旧や防止に取り組む文民の活動が可能となる
 のであります。

次に、自衛隊の部隊等が持つ武器などの装備の

問題に触れておかなければなりません。

政府は、閣議において、國際緊急援助に派遣す
 る自衛隊の部隊等には武器を携帯させないことと
 したと説明しておりますが、この法案の中にはそ
 のような非武装の規定は一つもありません。これ
 は、裏を返せば、閣議決定の変更さえ行えばいつ
 でも武器を持っていける、すなわち武装自衛隊と
 して派遣し得るということを意味しており、これ
 まで、かつての侵略戦争を美化することはあつて
 も真剣に反省せず、また憲法の拡大解釈を強行し
 てきた当の政府がこのような法案の構成にしてき
 たことに、私は大きな危惧を抱くものでありま
 す。本当に武器が必要ないと考え、また武器を持
 たせるつもりがないのならば、法律にそのように
 明記すべきであります。

自衛隊の海外派遣というまさに國論を二分する
 問題については、まだ一度も国民に政治選択を求
 めたことはありません。当初、いわゆる別組織か
 らスタートした三党合意が、国会承認、PKF凍
 結などの措置によっていつの間にか自衛隊の組織
 そのものになり、憲法、五四年国会決議とも違背
 しないとの強弁をしているのであります。

政府・自民党は、こうした欺瞞的な多数派工作
 で急遽つくり出されたマジョリティーによって法
 案の成立を図ろうとしているのであります。國際
 貢献という本来政治的対決の争点にしてはならな
 い課題をあえて争点に据え、憲法とデモクラシー
 の未来にかかわる重大な意思決定を、マスコミの

報ずるように「談合」による政治取引の対象とした
 行為は断じて許されぬものであります。

憲法と民主主義を守り発展させるべき國權の最
 高機関たる国会において、國際貢献という美名の
 もと、衆参両院において強行採決が行われまし
 た。政府は國際貢献の必要性を強調いたします
 が、その内容は、まず自衛隊の海外派兵ありきで
 あり、軍隊を強行採決で海外に平和協力と称して
 派遣しようとするものであります。

アジア近隣諸国においても我が国国会での暴挙
 はリアルタイムで大々的に報じられ、各国のマス
 コミは一層の懸念を表明しております。

その一例として、五日付韓国東亜日報は、日本
 がついに非軍事原則の足の鎖を切った、日本軍の
 海外への再上陸が現実化した、大東亜共栄という
 美名のもとでアジアの支配を夢見たが、太平洋戦
 争で敗北し侵略軍を撤退させてから四十七年ぶり
 のことだ、日本軍の軍靴の音が第三世界へも響き
 渡るようになったと述べ、戦後の日本が維持して
 きた平和憲法の非武装平和主義と自衛隊の海外出
 動の禁止という国是を破ったと指摘をしております。
 そして、さらに、國連の旗のもとでの出兵で
 はあるが、自衛隊の海外派兵がこれからのよう
 な形で発展していくのか緊張感を呼び起こしてい
 るとも述べています。これは韓国のみの反応とい
 うことにとどまりません。

また、国内においては、冷戦終えん後の新たな
 國際社会における共同と共生の立場に立つ國連を

中心とする連帯と協力のあり方について関心が高
 まってきております。このための国民的合意形成
 は大きく進展してきていると思うのであります。

今国会の会期はなお残されておられ、その中で揺
 るぎない國際協力のあり方とそれのための第一歩を
 踏み出すために、本院の歴史と名譽において、直
 ちに本案件の特別委員会への差し戻しと、この間
 の経緯を超えて共通のテーブルを設定して最大限
 の努力をする必要性を強調し、私の反対討論を終
 わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(長田裕二君) 藤井孝男君。

〔藤井孝男君登壇、拍手〕

○藤井孝男君 私は、自由民主党を代表して、た
 だいま議題となりました國際連合平和維持活動等
 に対する協力に関する法律案及び國際緊急援助隊
 の派遣に関する法律の一部改正案に対し賛成の討
 論を行います。

今日、約四十五年間続いてきた東西対立の構図
 が崩れ、歴史は新たな平和秩序の模索段階にあり
 ます。まさに、世界は今、一つの戦後史の大きな
 曲がり角に來ているのであります。イデオロギー
 の対立から生じる紛争の可能性は少なくなつたも
 のの、ユーゴやCIS諸國の情勢にもうかがえる
 ように、民主主義、地域主義等に根差した紛争は
 むしろ続発する様相すら見せており、多くの人々
 が悩み苦しんでいるのが現実の姿であります。こ
 のような中で、これまで國際社会の平和と安全の
 維持、創造を中心の仕事として取り組んできた國

連の果たす役割もますます大きくなっておりま
す。

我が国は、かねてから国連を我が国外交の主要
な柱の一つとして位置づけてきましたが、これ
は世界平和の恩恵にあずかり、そのもとで繁栄を
謳歌してきた我が国は、この間、世界平和の維持
のための国際的努力にどれほどの人的役割を果た
してきたのか、どれほどの汗を流してきたかを顧
みますと、残念ながらじくじたる気持ちを禁じ得
ません。

ドイツでは、これまで連邦軍の NATO 域外へ
の派遣について基本法の改正をめぐり種々議論が
行われてきましたが、今回のカンボジアでの PK
O 活動については、人道的な見地に立って、連邦
軍軍人から成る医療団を派遣し積極的な貢献を行
うこととしました。

あの永世中立のスイスは、非同盟を堅持し国連
にも加盟しない国であります、UNTAAC を初
めとする PKO 活動に要員を派遣しております。
こうした模索の中からの新しい動き、すなわ
ち、平和の創造としての PKO 活動に参加するこ
とが結局みずからの国の安全、平和に結びつくも
のであることを各国ともかく信じているからに
はなりません。こう考えるとき、今こそ我が国
は、国連の旗のもとで世界の多くの国の人々と手
を携えて紛争に苦しむ人々を支援し、平和の維
持、人類の福祉の増進のために積極的な役割を果
たすべきときにあります。平和は単に希求するだ

けでは実現しません。このような人的役割は、
我が国憲法の平和主義、国際協調主義の理念にも
まさに合致するものと確信いたします。

自公民共同修正案を含む原案に賛成する第一の
理由は、これが、国連平和維持活動や人道的な国
際救援活動として行われている広範な活動に我が
国が積極的に参加するための基本となる枠組みを
整備するものとなっているからであります。

PKO は、停戦の合意や受け入れ国の同意を前
提に、中立・非強制の立場で国連の権威と説得に
より紛争の再発を防止する活動であり、一九八八
年、ノーベル平和賞を受賞しております。これま
でに世界の約八十カ国から五十万人以上が参加
し、平和の維持のために多大の実績を残し、大変
高い評価を得ているものであります。

社会党の対案や連合参議院の修正案はいわゆる
PKF 本隊業務への参加を完全に排除してありま
すが、これでは、日本は嫌な仕事はしないとの悪
評をますます強めることになりかねません。我が
党は、PKF 本隊業務は、当面、内外のさらなる
理解が得られるまで凍結するとしても、将来的に
は他の多くの国々とともにこれに真剣に取り組ん
でいく必要があると考えております。

賛成する第二の理由は、我が国の平和憲法に道
合する内容となっているからであります。

一部に自衛隊を海外に派遣することを問題視す
る人もいます。しかし、PKO はそもそも武力行
使を目的とした活動ではなく、平和を維持するた

めの活動なのであります。この法案にはいわゆる
PKO 参加に当たった五原則が盛り込まれてお
り、この法案に基づく PKO への参加は、先ほど
も述べたとおり憲法の平和理念に合致したもので
あり、憲法上何らの問題も生じないのでありま
す。さらに、修正案によって、PKF 本隊業務に
部隊を派遣する場合には、原則として事前に国会
の承認を得ることとしているのであります。

賛成する第三の理由は、PKO 等に対する我が
国の人的役割が将来にわたり機動的かつ効率的に
果たし得ることとなっていることとあります。

PKF を初め国際平和協力業務の実効ある実施
を図っていく上で、自衛隊の経験、能力の活用は
不可欠であります。自衛隊の参加を否定したり別
組織を創設するとの考えは、国連の平和維持のた
めの活動である PKO に軍人を積極的に活用する
という国際的な常識に反するものであり、予算の
むだとなるだけに終わってしまうことは明白であ
ります。法案では、身分併有等の仕組みによっ
て、具体的要請に対応した要員の参画が図られる
ようになっていきます。

賛成する第四の理由は、国際緊急援助隊にも自
衛隊の組織、能力を活用し得ることとしたことで
あります。

昨今の雲仙・普賢岳及び九州における風倒木災
害に対する自衛隊の大活躍は改めてここで言及す
るまでもなく、この法案は、こうした国内救助の
実績を生かし、大規模な自然災害等に苦しむ海外

の人々に対し救援の手を差し伸べるものでありま
して、基本的には PKO 法案と同一の精神で推
進、拡充されることになるものと確信していま
す。国際的な大規模災害はいつ発生するかわから
ないことを踏まえるならば、我が国として早急に
これに対処しておかねばなりません。一部の政党
が自衛隊の存在そのものを否定してこの法案にま
で反対しているのであれば、もはや何をかいわん
やであり、人道上的国際的立場を無視した非常識
きわまりないものであります。

以上のように、今回の二つの法律案はいずれ
も、我々日本国民が国際社会において、世界の平
和と福祉の増進のための崇高な任務に他国の人々
とともに手を携えて協力していくための枠組みを
整備するものであります。特に、カンボジア和平
のための UNTAC が既にスタートし、我が国か
らの参加が強く期待されていることにもかんがみ
ますと、これらの法案の成立は焦眉の急となっ
ているのであります。

どうか官憲議院におかれましては、平和憲法の
理念に基づき、国際社会においてなし得る最大限
の人的な貢献を積極的に果たし世界の期待にこた
えることを強く要請して、私の賛成討論を終わ
ります。(拍手)

○議長(長田裕二君) 立木洋君。

〔立木洋君登壇、拍手〕

○立木洋君 私は、日本共産党を代表し、PKO
協力法案等についての反対の討論を行うものであ
ります。

政府・自民党及び公明、民社の各党が、質疑継続についての特別委員会における一切の約束を踏みにじって審議中断を強行したのみならず、不当にも本会議での採決を求めていることに對し、満身の怒りを込めて抗議をするものであります。どのような策を弄したとしても、「法案を採決する」という意味の起立は行われていません」と述べたNHKのテレビ中継によっても明らかのように、いかなる採決も存在しなかったということは冷徹な事実であります。採決は、質疑の打ち切り動議及びPKO協力法案を初め五法案など六回にわたって行わなければならないはずであります。しかるに、自公民三党の採決は正当だとする主張でも、起立は一回しかなかったと明言しているのだから、法案の採決は絶対に存在ないのであります。

こうした状況であるにもかかわらず、憲法の平和条項を踏みにじり、日本の進路の根本的な変更にかかわるPKO協力法案の採決を強行しようとする自公民三党の行為は議會制民主主義を踏みにじる暴挙であり、断じて容認できないものであります。自公民三党は、審議時間が百時間を超えたなどと言つてこの暴挙を正当化しようとしていますが、憲法にかかわるこの法案の重大な問題点が解明されないまま残されていることを見れば、こうした論議が全く通用しないことは明らかであります。

その上、見逃すことができないのは、外務大臣渡

辺美智雄君と防衛庁長官宮下創平君ら関係閣僚の責任を問うべき決議の上程に際し、自公民三党はこれを不当にも拒否したことであり、強い国民世論に反して、憲法をじゅうりんし参議院決議にも反する自衛隊海外派兵法を積極的に推進した関係閣僚の行為は断じて許すことはできません。

特に、外務大臣渡辺美智雄君は、日本国憲法において明らかにされているように、憲法を擁護する責任を負う国務大臣の立場にありながら、自衛隊の海外派兵を公然と主張し憲法に挑戦する言動をたびたび繰り返していたのであります。しかも、今回、徹底した審議が求められていたにもかかわらず、外務省は重要な資料提出さえせず国会の審議権を侵害したことは、担当大臣としても議會制民主主義に反する態度と言わなければならないのであります。

また、防衛庁長官宮下創平君は、自衛隊の担当大臣の立場にありながら、自衛隊を海外に派遣し軍事活動に参加することを禁じた憲法の平和原則と自衛隊の海外派遣を禁じた参議院決議を一顧だにせず、PKO協力法案の成立と促進の先頭に立ったのであります。

しかも、両君は、同法案の審議の中で国連の方針や原則に反する答弁を繰り返し、憲法違反を覆い隠す詭弁的な答弁を繰り返してきたことは断じて容認できません。このため、外務大臣渡辺美智雄君、防衛庁長官宮下創平君はその職責にとどまる資格がないものとして、その無責任な行為を厳

しく糾弾するものであります。

既に明らかのように、特別委員会での採決がなかったにもかかわらず不当にも採決が強行されることになった以上、この法案が持つ憲法上の諸問題及び我が国政治の進路にかかわる重大性にかんがみ、平和を願うすべての国民の立場に立つて反対の理由を明らかにするものであります。

まず第一に、本法案の重大問題は、戦後初めて武装した軍隊である自衛隊を海外に派兵するものであり、我が国憲法の平和原則を真つ向から踏みにじることであります。

かつて専制と隷従、圧迫と偏狭の横暴をきわめた日本政府が、引き起こした侵略戦争の痛苦に満ちた反省の中から、日本国民は政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意し、主権が国民に存在することを宣言して制定した憲法によって、日本国民は、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意したのであります。

憲法第九条は、戦争及び武力による威嚇、武力の行使は永久に放棄し、戦力を保持せず、国の交戦権を否認することを明確にしたことによつて、国際社会に對して、いかなる名目であろうとも軍事的に関与しないことを世界に高らかに宣言したのであります。この立場から、いかなる口実をもつてしても自衛隊の海外派兵が許されないことは明白ではありませんか。

自公民三党は、武器の使用は必要最小限に限るなどのいわゆる五原則なるものを持ち出し、憲法違反の内容を隠ぺいすることに必死になつていますが、五原則なるものを幾ら強調してみても同法案の違憲性を覆い隠すことができないことは明白であります。そもそも、憲法は、武器の使用や武力行使があるなしにかかわらず、武装した部隊が海外に出動することなどを想定しておりません。それは憲法が武力の行使のみならず武力による威嚇を厳しく禁じているゆえんであります。しかも、PKOが武力行使を含む軍事中心の国際活動であることは、さまざまな国連文書が明記しているところであります。これを、武器の使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものに限られるなどとしてこの国際活動を日本の国内法でいかに規制しようとしても、それが本来成り立ち得ないことは明らかであります。

まさに、五原則は、日本国民に対して自衛隊の派遣が憲法の枠内での協力であるかのように見せかけるためのごまかしにほかなりません。このことは、武装しその使用をも認められた自衛隊の海外派遣が、武力による威嚇、武力の行使を行うものであることを完全に否定し得えなかった政府の答弁によつても明らかではありませんか。

こうした憲法上の重大問題を内包しているからこそ、自公民三党は、一九九〇年十一月九日の三党合意で、PKO協力に当たっては自衛隊とは別組織にするとはありませんか。自公民三党

はこの合意を昨年の全国規模で戦われた一斉地方選挙の公約にしたのであり、選挙後この公約を百八十度転換してこれを履行することは公約として国民を裏切る極めて無責任な行為であり、議会制民主主義と国民主権に対する真つ向からの挑戦と言わなければなりません。

一九五四年六月二日、参議院で決議された自衛隊の海外出動を為さざる決議は、その提案理由で、「自衛とは海外に出動しないということではなければなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えたと、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮屈であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。」と強調しています。

このことは、自衛隊が違憲と主張する人々も自衛隊を合憲と主張する人々も一致して認めていたことであります。しかも、この院の決議の有権的解釈を行うため現在各党で協議中であり、それをいかなる口実であれ無視することは議会制民主主義を公然とじゅうりんするもので、決して許されるものではありません。それにもかかわらず自衛隊を海外に派遣する法案を強行採決した自公民三党の態度は、国権の最高機関としての決議への重大な背信行為であります。本法案が、憲法の平和原則とともに参議院決議にも違反するものであることを改めて明確に指摘しておくものであります。

す。

第二に重大なことは、こうした内容を粉飾するために自公民三党が持ち出してきた再修正案なるものであります。

自公民三党がにわか細工で持ち出してきたこの再修正案なるものは、国連平和維持隊に参加するという新しい規定を公然と打ち出しています。これはPKO協力法案という法体系をも変える重大問題であります。そもそも、PKO協力法案には国連平和維持隊という定義すらありません。これは何よりも再修正案の欠陥ぶりを如実に示すものであります。しかも、参加という概念は、政府の統一見解でも明らかのように、国連の指揮下に入りその一員として行動することになるので、法案は参加法ではなく協力法案だとその違いを強調してきたのではないですか。再修正案のこの新しい規定の挿入は、国連の指揮下で武力による威嚇や武力の行使を行うことをみづから告白したものと云わざるを得ません。自公民三党はこの点に関する質問にはまともに回答できなかったではありませんか。

また、再修正案は、PKFの国会承認について「七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならぬ」として、憲法第四十一条の「国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」とした国会の審議権をも不法に制限することを明記しています。

さらに、再修正案は、PKFの凍結を言いなが

ら、武装した部隊と一体となる弾薬輸送や通信などの後方軍事部門に武装した自衛隊の派遣を公然と行うことを明記しています。このことは、いわゆる後方軍事部門における自衛隊派遣が武力行使と一体となる危険をみづから示すものとして極めて重大であります。

以上のように、これらの再修正案の規定が本法案の違憲性を何ら変えるものでないばかりか、法案に新たな危険な内容を持ち込むものであることは明らかであります。これらの重大な内容を持つ再修正案の審議が極めて短時間に行われ審議打ち切りとされたことは、二重三重に議会制民主主義を破壊する暴挙と断ぜざるを得ないのであります。

さらに指摘すべきことは、今回の特別委員会の審議の中で、自公民三党がかつての日本の行った侵略戦争を明確に認めることができなかったというところであります。このことは決して偶然なことではありません。侵略戦争の根本的な反省がないからこそ、自公民三党は自衛隊海外派遣の法案の採決なるものを強行し得たのであり、この動かしがたい事実こそがこのことを明確に示しているものであります。

言うまでもなく、真に歴史を学ぼうとしない者は歴史の進歩の立場に立つことはできないのであります。十五年戦争の歴史から学ぼうとしない者が、アジア諸国民との友好協力関係を真に発展させることがどうしてできるのでしょうか。

断じてできないのであります。私は改めてこのことを強く指摘しておくものであります。

第三に、新たな重大問題となるのは、去る六月一日、国連の平和維持活動特別委員会が発表した平和維持活動についてのまとめと将来への勧告の問題であります。

そこで検討された国連平和維持活動の見直しの内容は、日本政府がこれまで述べてきた平和維持活動を大幅に変更するものとなっております。それは、国際紛争の停戦後に行われる平和維持活動が、それにとどまらず、紛争の初期の段階、いわゆる事前参加をあり得るものとされ、また、その平和維持活動は紛争当事者の合意の存在を条件としてきたものも見直されるものとして検討されています。そして、必要な平和維持活動は紛争当事国の拒否は許されず、当事国の同意が存在しなくても平和維持活動があり得るというのであります。こうした事態は、平和維持活動の重要な中立性の条件をも問われかねない状況が生じていることを示しております。

こうした国連での重大な見直しの状況が進行するならば、政府の言う合意、同意、中立の原則は全く成り立たず、PKO協力法の前提そのものが崩れるのであります。このような重要な内容について、日本政府は四月の段階からこの会議に参加しているにもかかわらず国会への報告も何ら行おうとせず、新聞が報道することによって質問されて初めてあいまいな答弁をするという態度であり

ます。このような国会での当然の審議権をも無視し、宮澤首相にあつては、この法案は何ら関係がないなどという開き直りの態度をとるに至つては言辭道斷と言わざるを得ません。

こうした方向でアジアでの平和維持活動の実施に日本が加わることは、非軍事分野での國際貢献を要望した中国や南朝鮮などの首脳を初め、少なくない国々で、第二次世界大戦の痛苦の教訓に基づく憲法の平和原則を踏みにじることは許されないうという厳しい國際的な批判に対する挑戦的な態度であります。

最後に指摘したいことは、この自衛隊海外派兵なるものが、國連協力を名目にしながら、アメリカの要求に基づき、ことしの一月、日米首脳會談での東京宣言でも明記されているようなアメリカの世界戦略への全面的、積極的な軍事貢献をも含むものであるということでもあります。

五月に來日したクエール米副大統領は、日本がグローバルな責任を背負っているとしてPKO法案の成立を強く要求しました。また、米議會も、PKO法案促進決議を行うなど不当な干渉を行っており、自公民各党による今回の強行可決をアメリカ政府が高く評価したのもこのゆえんであります。

宮澤首相がグローバルな協力を念頭に置いていると発言し、小沢自民党元幹事長がその「國際」という言葉を「アメリカ」と言いかえてよいなどと述べていることは、こうしたアメリカの要求に応じ

るといふ本質を明確に示したものであります。この世界の憲兵としてのアメリカの軍事力を補完し、日米軍事同盟の機能を地球規模で發揮させる道筋を整えるこのPKO法案は、日本の自主的發展を著しく妨げアメリカに追隨する誤った道を一層突き進むものであり、日本の進路をさらに危険な方向に陥れるものと断ぜざるを得ないのであります。

以上のように、PKO協力法案は國の主權者たる國民の意思を乱暴にじゅうりんするものであり、憲法の平和原則を正面から侵害し、日本の戦後の進路を根本的に變更する重大きまわるものであります。今、最も求められていることは、國民が築き上げてきた憲法の平和原則を擁護する立場に立つて、これを真つ向から否定する自衛隊海外派兵の本法案をきっぱりと否決することこそが日本の平和を築き平和的國際協力への唯一の道であり國會の責務であるということ強く主張し、私の反対討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(長田裕二君) 木庭健太郎君。

〔木庭健太郎君登壇、拍手〕

○木庭健太郎君 私は、公明党・國民會議を代表して、ただいま議題となりました自由民主党、公明党・國民會議、民社党・スポーツ・國民連合三党提案による國際連合平和維持活動等に対する協力を関する法律案に対する修正案並びに修正案を除く政府原案及び國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正案に対し、賛成の立場から討論を

行うものであります。

世界は今、冷戦の終結を得て、新しい國際平和秩序の構築を目指して歴史的な変革期を迎えております。これまでの米ソを中心とした世界秩序にかわつて、國際平和の維持、構築に対する國連の果たすべき役割と期待は極めて大きくなってきております。戦後、我が國は、平和憲法のもとでひたすら自國の平和と復興、繁栄を目指し、今日、世界有数の經濟的繁栄を実現いたしました。冷戦後の世界を見ますと、これまで以上に地域紛争、民族対立が頻繁に起こっており、その中で多くの人々がその犠牲となつて苦しんでいるのが現状であります。

こうした世界の現状に対して、我が國がこれまでのような、人的貢献はどうか他の國でやってください、金だけは出しますといった姿勢は、國際社会の中で決して評価されないばかりか、國際社会の一員としての心構えがあるのかとの批判を受けることになるかと私は考えるのであります。

我が國は従来より國連中心主義を掲げてまいりましたが、今こそこの國連を中心とする國際平和秩序の確立、とりわけ、これまで國際紛争の再発防止と平和の維持に大きく貢献してきた國連の平和維持活動すなわちPKOに世界の國々と協力し積極的に協力していくべきであると考えられるのであります。それはまた、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除

去しよう」と努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」との憲法前文を目に見え形で実践することであると強く確信するものであります。

我が國がこのPKOへの参加に賛成する理由は、PKOの基本的性格が、武力行使を目的とした活動でなく、あくまで國連の權威と説得によって停戦によつて得られた平和を維持し、その基盤を強固にしつつ再び紛争が起らないようにするといふ極めてどうい活動であり、これまで多くの実績を上げてきた活動であるということであり、

PKOは、一九四八年以來約半世紀にわたつて、八十カ國以上、五十万人以上の方々が参加し、しかも、非暴力、非強制、中立を原則として國際紛争の平和的解決のために多大の役割を果たしてまいりました。一九八八年にはノーベル平和賞も受賞しているのであります。また、最近においては、中立を堅持するために國連に加盟をしていない永世中立國スイスにおいてさえPKFへの参加も本格的に検討しているのであります。我が國がおくればせながら國連のPKOに参加することとは、世界の平和の維持に初めて進んで汗を流すのであり、その意義は極めて大きいと思ふのであります。

今回の政府原案は、PKOに対して効果的な協力をを行うため自衛隊を海外に派遣するといふ点において新しい問題であり、國民の不安もありました。したがって、法案においては参加に当たつての基本的な五つの原則すなわち、紛争当事者間

の停戦の合意、我が国の参加についての紛争当事者の同意、中立的立場の厳守、これらの原則が崩れた場合の撤収、武器使用は生命防護に限定との五原則が法律に盛り込まれていることは、必要かつ十分な歯どめとして機能するだけでなく、国民の不安を解消する措置が講じられたものであると考えます。さらに、平和協力隊員の上限を二千名としたこと、事前事後の国会報告などを義務づけたこともシビリアンコントロールが十分確保されているところであります。

これらに加えて、さきの衆議院審議で、公明、自民両党の提案で、二年を超え引き続き派遣をする場合には国会の承認を得るものとし、さらに二年ごとに同様の承認を求めるよう政府案を修正いたしました。これによって、国会の関与、シビリアンコントロールの強化が一段と明確にされたのであります。

我が党は、こうした法案の趣旨は了とするものの、我が国がPKOへ参加するに当たっては、その目的からみてもできるだけ多くの国民理解を得ながら参加すべきであるとの観点から、自由民主党、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合の三会派共同の修正案を提出した次第であります。

その主な内容は、第一に、我が国が国際平和維持隊の本体業務に参加するに際しての国会の事前承認であります。

我が党は、平和目的のPKOとはいえ自衛隊を

活用するに際してシビリアンコントロールという問題を特に重要視し、党内において議論を積み重ねてきました。その結果、いわゆるPKO参加五原則、実施計画の国会への報告義務を法律に盛り込むよう主張し、厳格な歯どめを設けたのであります。今回の修正案は五原則に基づく派遣の可否を承認しようとするものであり、できるだけ慎重な手続をとったものであります。

第二は、PKF本体業務のいわゆる凍結であります。PKFの本体業務は、いわばPKOの中核とも言える任務であります。公明党は、これらの活動に参加することは賛成であります。しかしながら、PKF本体業務はどちらかといえば軍事的な色彩が強く、この部分へ自衛隊が部隊として参加することに対しての不安を持つ方々がいるのも事実であります。また、アジアの国々の中で自衛隊のPKF参加に危機感を持つ国もあります。公明党はこうした点を考慮し、もとよりPKO協力の国民理解はかなり深まっていると考えますが、さらに国民の理解を得るため、PKF本体の業務を別に法律で定める日まで実施しないこととしたのであります。

他方、輸送、医療、通信などのいわゆる後方支援については、その任務の性格上人道的なもので、この点についてはおおむね国民理解は得られていると判断し、いわゆる凍結の対象とはしませんでした。これは、現時点における国民的コンセンサスを図る上で極めて現実的かつ有効な政治判断であると考えたものであります。

いずれにしても、私は、日本の国際貢献のあり方、自衛隊の位置づけ、活用のあり方といった極めて重要なテーマについてより多くの賛成、より多くの国民の理解を図るために、各党の基本的な立場、考えを集約し修正案としてまとめたものであり、本修正はまことに適切かつ妥当なものであります。

また、国際緊急援助隊に自衛隊を参加させることは、これまでの実績に加えて、さらに我が国が自然災害等に対する人道的救援活動の強化拡充を図ろうとするもので、我が国の国際貢献に対するより高い評価につながるものと言えます。

最後に、今回の法案審議は、衆議院で七十四時間、参議院で百五時間という他に例を見ないほど長時間にわたって審議が行われ、論点は出尽くしておりました。にもかかわらず、自分の主張が全部受け入れられなければ十分な審議とは言えないと繰り返し、審議の引き延ばし、廃案を目指すものとするのは議會制民主主義のルールに反するものであり、まことに遺憾であります。

ともあれ、今回の法律案によってPKO参加への道を開くとともに国際緊急援助隊を拡充することとは、我が国が新しい国際貢献を進める上で極めて妥当でありふさわしいものであることを重ねて申し上げ、私の討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長(長田裕二君) 井上哲夫君。

○議長(長田裕二君) 井上哲夫君。

○井上哲夫君 私は、ただいま議題となりました国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について、連合参議院を代表しまして、最初のPKO法案に対し反対であり、その旨の討論を行うものであります。

連合参議院は、冷戦崩壊後のある意味では国際情勢の不安定化に対処するため、国連機能の活性化、人的側面を含めての貢献の重要性について深く認識をしております。しかし、PKO法案の骨格は自衛隊の部隊単位での海外派遣であり、これに關しては、日本国憲法、本院国会決議、そして自衛隊法との重要な問題点の解明に必要な質疑を十分尽くさねばならないと考えております。そればかりか、多くの疑義を残してあえて踏み出すことには私たちは慎重でなければならぬと考えております。こうした点に懸念と不安を感じ、国民世論を無視しての今回のこのPKO法案と自公民修正案が入ったものに対し、特別委員会での強行採決に強く抗議したのみならず、本法案に対しても反対をするものであります。

日本国憲法第九条は、自衛権を否定するものではありません。しかし、この自衛権の行使としての自衛隊は、専守防衛の任務に厳しく限定され、かつ、質量ともに一定の制約のもとにあるものでなければなりません。この限定は必然的に、日本

の領土、領海、領空を越えて任務につくことは認めず、いわば自衛隊は常に抑制されたもとの専守防衛の盾でなければならぬことに帰結するものであります。この趣旨を遺憾なくあらわしたものが、昭和二十九年六月、本院でなされた自衛隊の海外出動を為さざるの国会決議であります。

私たち連合参議院は、憲法第九条、国会決議、そして自衛隊法の法の精神をこのように理解し、武器を携行して自衛隊が海外に赴くことは、派兵と言おうが派遣と言おうが許されないと考えているところであります。

国連平和維持活動参加の機運を前にして、私は仲間とともに、昨年、パングラデシニ国政選挙の超党派国会議員による選挙監視団に加わり、さらに、スウェーデン、オーストリアからの国連平和維持軍の駐屯するキプロス共和国も訪れました。そして、この五月、ようやく停戦合意の成ったカソボニアの首都プリズレンにも急遽飛びました。憲法や国会決議に基づく法的側面からの検討のみならず、PKOの実態、実情もこの目で直接確かめて、協力法案のあり方をめぐって真剣な討論を全員で続けてきたものです。

こうして得られた結論は、くしくも一昨年十一月の自公民三党合意の中にある自衛隊とは別の組織によるPKO参加を図るという骨子でありました。武器を携えて自衛隊の部隊がPKO業務で海外に赴くことは、武力行使の点で憲法に抵触し、さらに、これまで一貫して政府答弁の中に生き続

けてきた本院決議の海外出動なさざるの趣旨に抵触するものであります。したがって、境界線が必ずしも明確でないものの、いわゆるPKF業務は目下のところ我が国は参加できない、今後の検討課題に残しておこうとの結論に達しました。しかし、武器の携行のない、いわば丸腰で行く停戦監視団については、それが個人参加であり軍事的経験が必須であるところにより、身分上の問題を解決の上で日本も参加すべきであると考えたわけでありました。

この観点から、私どものPKO協力の修正案は、常設の総理府に置かれる別の組織体であり、自衛隊員も休職・出向、つまり身分は残すも任務は防衛庁長官の指揮から離脱する形で、そして、ほかの政府職員、地方自治体の職員、さらには民間企業からの参加者たちとまじり合って、同じ仲間として、それぞれが与えられた、そして自信のあるPKO業務について参加することを骨子にしたものであります。

さて、自公民三党による衆議院送付の政府原案への修正案が本院特別委員会最終盤に出され、PKF凍結、国会承認事項の盛り込み、さらに見直し条項の追加となってきました。憲法や国会決議に抵触かねない私たちが危惧し最も神経を払った点については、残念ながら自公民三党は修正努力をなされませんでした。私たちの落胆は言うまでもなく、ここにきて連合参議院独自の修正案を提出するに至ったものであります。

今、採決の対象になっておりますPKO法案は、反対する政党からガラス細工、果ては水細工法案と批判され、さまざまな矛盾点や疑問点を今なお指摘されております。いかに参加五原則を組み込み、武器の使用と武力行使とを区別し、業務の中断と撤収を可能として国連のコマンドと我が国の指揮権を調整するといっても、その組み立て方が一見精緻であるがゆえに壊れやすいガラス細工となっていることはだれの目にも明らかであります。先ほど申し上げましたPKFを凍結し国会承認や見直し制度を議員立法による修正案で導入してみても、自衛隊の海外派遣に伴うものもの問題、とりわけ憲法上の疑念は解消し得ないものであります。

一例を挙げれば、何も戦場に出ていくのではないといっても、停戦合意成立直後の地では不測の事態も起こらないとは決して断言できません。このような場面ですら武力行使にはならないのかの保障があるかといえ、あるともないとも言えないのではないのでしょうか。これは国民一般の持つごく普通の疑問であります。

さらに、この法案は、衆議院送付の際に一部修正が加えられ、その上、委員会採決ではやはり強行採決を経由しております。参議院に送付されたときには、既に修正と強行採決の影を引きずってきたわけでありました。二国会にまたがって本院でも審議され、そのあげくは、衆議院同様、いや、それ以上に重大な根幹部分の修正と、これまでか

つてないような強行採決という傷を帯びてしまいました。まさに満身創痍の姿であります。

なぜこのように見るも無残な姿になったのでしょうか。憲法、国会決議の規定や趣旨に抵触するとの指摘、あるべき自衛隊の枠組み、歯どめからの逸脱の指摘は多くの国民の疑問を投げかける声と呼んで、その結果がこのような継ぎはぎだらけの法案の姿になったのではないのでしょうか。あつてはならない強行採決が二度までもなされ、この先、衆議院でどのような経過をたどるかはいまだに知り得ませんが、いずれにしても、この上ない産みの苦しみを味わわせてよいものでしょうか。そうであつてはならないと思います。

最後に申し上げます。

本日の朝日新聞でのPKOのアンケート記事を見ましても、自衛隊が部隊単位で併任の形で参加するPKO法案には、賛成と反対が全く互角の割合であることを報じております。国論を二分した中でのPKO法案、憲法上疑義を残すこの法案に私たち連合参議院は反対であることを再度申し上げます。私の討論を終わります。(拍手)

○議長(長田裕二君) 寺崎昭久君。

〔寺崎昭久君登壇、拍手〕

○寺崎昭久君 私は、民社党・スポーツ・国民連合を代表して、ただいま議題となりました国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を

改正する法律案の両案に賛成の討論を行うものであります。

議案が国会に提出されて以来九カ月、衆議院の議決を経た後、本院の国際平和協力特別委員会では、延べ百時間を超える異例とも言える長時間にわたり慎重な審議が尽くされてまいりました。そして、この間、法律をめぐって、二年ごとの継続国会承認の修正があり、また、PKFについての国会事前承認、一定期間凍結、そして複合業務の国会承認、三年後の見直しなど、法案の基本的な枠組みを変更するものではありませんが、大幅とも言える修正が加えられたのであります。

このことは、冷戦構造崩壊後の新しい世界秩序の構築と世界平和の実現に向けて日本として何をなすべきか、何ができるかを各党が真剣に模索した軌跡であり、我が党も、この種の法案はできる限り広範な支持のもとで成立させたいと念願しつつ、各党各会派との間で積極的な協議を行い、合意形成の努力を重ねてまいったところであり、このために、我が党が試行錯誤を繰り返して、各党との接点を広げるために軌道修正をしてきたことも事実です。

このような修正は、原案を提出した政府・自民党にとってはあるいは不本意だったかもしれせん。しかし、おのおの妥協したことによって一つの結論が導き出され、多数の意思がそこに結集されたのであり、また、それが議会制民主主義の原点なのではないでしょうか。

最終段階においては、十分に審議が尽くされ、既に妥協の余地がなくなるまで協議され、ほとんどの各党各会派がそれぞれ修正案、対案を提出し、採決で表明すべき立場が明らかになっていたにもかかわらず、なお反対のための反対の論理を振りかざし、審議不十分だと採決を力て妨害する行動がとられたことは議会制民主主義を踏みにじる行為であり、断じて容認できません。今後再びこのような行為を繰り返すことがないよう猛省を求めます。

以下、我が党が賛成する理由を申し述べてまいります。

第一は、我が党が主張していたPKF本体業務の国会事前承認が法案に盛り込まれた点であります。

国会承認の必要性は我が党が既にあらゆる機会を通じて主張してまいりましたので割愛いたしますが、両院においてそれぞれ七日間の審議期間とする努力規定を設けたことで、シビリアンコントロールを確保しつつも国連の要請に十分迅速に対応できる体制をとることができることとなったのであります。

立法府の審議を拘束するものではないかとの一部の批判がございます。もともと政府の判断で派遣可能であったものを国会承認にかかわらしめようとするもので、国会の審議権を拡大するものでこそあれ、その批判は見当違いのものであると言わなければなりません。参議院法制局長の答弁で

も明らかとなり、審議を拘束するものではなく、憲法違反でもありません。立法府が立法府の立法意思を尊重するのは当然のことであり、また、審議をどのように進めるかは国会の運用にかかわる問題であって、この期間内に必要な審議を行うことは十分可能であると考えられるのであります。

また、あらかじめPKF本体の業務が想定される場合にはすべて国会承認の対象とするというところが政府答弁で確認されたことにより、この点からもシビリアンコントロールが十分機能する措置が講じられたと考えるものであります。

第二は、指揮権の問題についてであります。

すなわち、本部長たる内閣総理大臣の指揮権と国連の指揮権との関係が不明確であり、二重指揮という問題が生ずるおそれがないか懸念されたのであります。外相発言を通じてこの懸念が解消されたため、政府見解を了としたのであります。

その命令系統は、国連司令官から総理大臣、総理大臣から実施要領を介して防衛庁長官、現地の部隊へと行われ、その実施要領が国連のコマンドに適合するようにつくられ変更されることとされており、これにより、現地に派遣された我が国の部隊が国連の司令官の指令に従わないということはあり得ないということが明らかになったのであります。

第三は、三年後の見直し条項を規定したことであり、

初めて本格的なPKOに我が国が協力することでもあり、PKOの任務もますます重要かつ複雑多様化していく傾向にある中であって、この法律が有効適切に機能するか、法律の施行後一定期間が経過した時点で再検討する規定を法案の中に明記したことは極めて有意義なことであると考えるものであります。

第四は、PKF本体業務の凍結について規定された点であります。

民社党は、国際的責任にふさわしい、国際的に意味のある貢献をしていくためにはPKFを含むすべてのPKOに参加する仕組みをつくる必要があり、PKFについては個々の判断を国会が行うことが最も望ましいと主張してまいりました。しかし、PKF派遣については国民にその内容を周知徹底し、より理解してもらうには一定の期間を置くことも必要であり、また、各党との協議を重ねる中でも、凍結については何らかの形で配慮、実現していくべきだとの合意をしてきており、凍結することが妥当であるという結論に達したのであります。PKFも、今後、内外の理解をさらに深め、凍結が一日も早く解除される状況が生まれるよう期待し、また努力したいと考えているところであります。

ハマーショルド元国連事務総長は、PKOは軍隊のする仕事ではない、しかし、軍隊でなければできないと述べておりますが、PKOの中心とな

る活動は軍事的な知識と経験を必要とするものであります。

PKOに自衛隊が参加することは憲法違反ではないかという主張は、憲法の精神とPKOの活動を正しく理解していないからだと言わなければなりません。日本国憲法の前文には、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたい」といふの國家も、自國のことにみに専念して他國を無視してはならない」と述べられており、また、第九十八條二項には、「日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠実に遵守する」と述べられております。PKOに積極的に参加することは、この憲法の精神に照らしても當然必要なことであります。

最後に、國際緊急援助隊に自衛隊を派遣させることはかねてより我が黨の主張であり、それがようやく実現することを評価するものであります。が、これまで、一部野黨の声を氣にする余り、自衛隊に対して災害救助のための海外派遣すら認めてこなかった政府・自民黨の姿勢にいささか不満を表明して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(長田裕二君) これにて討論は終局いたしました。
本日はこれにて延会することとし、次会は明日午前零時十分より開会いたします。

これにて延会いたします。

午後五時三十四分延会

出席者は左のとおり。

議長 長田 裕二君
副議長 小山 一平君

議員
常松 克安君 寺崎 昭久君
片上 公人君 針生 雄吉君
山田 俊昭君 足立 良平君
真島 一男君 木庭健太郎君
猪熊 重二君 西川 潔君
猪木 寛至君 久世 公堯君
小野 清子君 中川 嘉美君
白浜 一良君 及川 順郎君
下村 泰君 勝木 健司君
木宮 和彦君 大塚清次郎君
守住 有信君 矢原 秀男君
鶴岡 洋君 畑田 貞子君
喜屋武眞榮君 橋本孝一郎君
小西 博行君 岩本 政光君
大河原太一郎君 中野 鉄造君
太田 淳夫君 和田 教美君
広中和歌子君 井上 計君
板垣 正君 前田 勲男君
黒柳 明君 峯山 昭範君
三木 忠雄君 田淵 哲也君

三治 重信君 田中 正巳君 清水嘉与子君 田村 秀昭君
加藤 武徳君 狩野 安君 須藤良太郎君 木暮 山人君
関根 則之君 重富吉之助君 鎌田 要人君 鹿熊 安正君
青木 幹雄君 香掛 哲男君 永野 茂門君 松浦 孝治君
大島 慶久君 山口 光一君 井上 章平君 石川 弘君
星野 朋市君 野村 五男君 前島英三郎君 尾辻 秀久君
成瀬 守重君 下稻葉耕古君 鈴木 貞敏君 西田 吉宏君 石渡 清元君
田辺 哲夫君 田辺 哲夫君 高橋 清孝君 石原健太郎君 藤田 雄山君
中曾根弘文君 中曾根弘文君 永田 良雄君 松尾 官平君 向山 一人君
石井 道子君 石井 道子君 山岡 賢次君 倉田 寛之君 吉川 芳男君
竹山 裕君 竹山 裕君 岡野 裕君 上杉 光弘君 田沢 智治君
大浜 方榮君 大浜 方榮君 斎藤 文夫君 高木 正明君 福田 宏一君
野沢 太三君 野沢 太三君 大木 浩君 松浦 功君 森山 眞弓君
岡部 三郎君 岡部 三郎君 関口 恵造君 石井 一二君 藤井 孝男君
宮澤 弘君 宮澤 弘君 柳川 覺治君 沢田 一精君 山東 昭子君
井上 裕君 井上 裕君 下条進一郎君 野末 陳平君 斎藤栄三郎君
佐々木 満君 佐々木 満君 田代由紀男君 原 文兵衛君 初村清一郎君
仲川 幸男君 仲川 幸男君 山本 富雄君 中西 一郎君 平井 卓志君
井上 孝君 井上 孝君 服部 安司君 中村 太郎君 後藤 正夫君
鈴木 省吾君 鈴木 省吾君 世耕 政隆君 伊江 朝雄君 岩崎 純三君
林田悠紀夫君 林田悠紀夫君 井上 吉夫君 谷川 寛三君 三野野栄子君
遠藤 要君 遠藤 要君 大島 友治君 喜岡 淳君 西野 康雄君
岡田 広君 岡田 広君 北 修二君 阪 正敏君 村田 誠醇君
斎藤 十朗君 斎藤 十朗君 宮崎 秀樹君 紀平 梯子君 種田 誠君
平野 清君 平野 清君 秋山 肇君 岩本 久人君 肥田美代子君
二木 秀夫君 二木 秀夫君 陣内 孝雄君 北村 哲男君 前畑 幸子君

菅野 壽君	大瀨 絹子君	菅野 久光君	佐藤 三吾君	篠崎 年子君	松本 英一君	谷畑 孝君	山田 健一君	萩野 浩基君	高井 和伸君	高崎 裕子君	角田 義一君	日下部 禮代子君	乾 晴美君	栗森 喬君	林 紀子君	吉川 春子君	堀 利和君	堂本 曉子君	森 暢子君	磯村 修君	近藤 忠孝君	諫山 博君	庄司 中君	西岡 瑠璃子君	三上 隆雄君	深田 肇君	谷本 巍君	清水 澄子君	野別 隆俊君	千葉 景子君	渡辺 四郎君	山口 哲夫君	本岡 昭次君	松前 達郎君	稻村 稔夫君	村沢 牧君	粕谷 照美君	対馬 孝且君	大森 昭君	赤桐 操君	久保 亘君	穂山 篤君	小川 仁一君	鈴木 和美君	山本 正和君	及川 一夫君	一井 淳治君	竹村 泰子君	三石 久江君	会田 長栄君	國弘 正雄君	小林 正君	吉田 達男君	櫻井 規順君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	----------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	---------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

国務大臣

内閣総理大臣
国務大臣
(内閣官房長官)

宮澤 喜一君
加藤 紘一君

上田耕一郎君	小笠原貞子君	立木 洋君	吉田 之久君	山田耕三郎君	瀬谷 英行君	糸久八重子君	安永 英雄君	田 英夫君	八百板 正君	市川 正二君	吉岡 吉典君	笹野 貞子君	中村 鋭一君	野田 哲君	青木 薪次君	福間 知之君	矢田部 理君	橋本 敦君	山中 郁子君	古川太三郎君	星川 保松君	上野 雄文君	久保田真苗君	梶原 敬義君	神谷信之助君	池田 治君	井上 哲夫君	細谷 昭雄君	沓脱タケ子君	淵上 貞雄君
--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
電話	03 (3587) 4302
定価	本号一部 三円
税別	三円